

令和7年第3回三島町議会9月定例会会議録

招集年月日 令和7年8月12日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和7年9月12日 午前10時00分 議長宣告

応招議員

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	教育長	山口 浩
参事兼総務課長	小柴 謙	地域政策課長	板橋 淳也
産業建設課長	小松 昭	町民課長	菅家 直人
会計管理者	星 保弘	生涯学習課長	舟木 孝治
代表監査委員	菅家 壽一		

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 義幸
--------	--------

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

なお、本日は決算審査のため、菅家壽一代表監査委員に出席いただいております。

◎三島町歳入歳出決算審査意見書の報告

○議長 日程第1、三島町歳入歳出決算審査意見書の報告について。代表監査委員。

○代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の菅家でございます。令和6年度三島町歳入歳出の決算に係る審査の意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和6年度三島町歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された令和6年度三島町一般会計、特別会計及び事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりであります。

1、審査対象。これはご覧のとおりでありますので、省略させていただきます。

2、審査実施期日でございます。令和7年8月4日、5日、6日の3日間で実施いたしました。

2ページをご覧ください。

3、審査の概要でございます。審査に付された令和6年度三島町一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算については、各会計歳入歳出決算書、同実質収支に関する調書のほか、関係資料について証書類等により調査・照合するとともに、必要に応じ各関係所管課から資料の提出を求め、あわせて関係職員に説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

4、審査の結果及び意見でございます。

各会計の決算書及び附属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数的にも正確であり、内容も適正であると認められます。

歳入については、厳しい財政状況の中にあつて、財源の確保に向けた取組がなされている点は評価されます。しかしながら、町税、国民健康保険税、各種使用料等においては、依然として、毎年度多額の収入未済額が計上されており、滞納額の減少には至っていない状況です。これまでも徴収努力を求めてきましたが、改善にはなお一層の取組が必要とされます。特に、滞納整理に当たっては、滞納者に対する積極的な納付勧奨の実施に加え、徴収に係る課題の把握、徴収目標値の設定、体制の強化など組織的な対応が求められます。

また、徴収努力を尽くしても徴収が見込めないと判断されるものについては、地方税法第18条等に基づき、適正に不納欠損処理を行い、帳簿上の整理を図ることも重要です。不納欠損の処理に当たっては、住民の納税意欲や税の公平性への影響を十分に考慮しつつ、適正な基準と手続の下で実施されることが望まれます。

今後は、こうした滞納整理に係る総合的な対応を通じて、税及び公的料金の公平性の確保と財源確保の両立を図り、引き続き一層の徴収努力を期待いたします。

歳出については、一般会計においては、経常収支比率が100%を超え、財政の硬直化が一層進んでいることが伺えます。これは人件費や扶助費、公債費などの経常的経費が財政全体を圧迫し、柔軟な施策展開を困難にする要因となり得るものです。今後の財政運営に対して警戒が必要であります。

また、健全化比率のうち、実質公債費比率が3か年平均で15.6%となり、令和6年度から新たに将来負担比率(5.5%)が出現したことは、将来的な償還負担や財政負担の増大を示唆するものであります。このような財政指標の動きは、町の財政基盤が今後一層厳しさを増す可能性を示しており、歳出全体の見直しや事業の選択と集中、借入金の抑制を含む慎重な財政運営が不可欠であります。限られた財源の中で、住民福祉の維持向上と健全な財政の両立を図るためには、ふだんの事業評価と見直しの姿勢が求められます。

町当局におかれましては、こうした財政状況を十分に認識し、引き続き健全かつ持続可能な財政運営に努められるよう望みます。

業務全体については、昨年度の監査においては超過勤務について、一部の職員や部署に偏りが見られ、職員の健康管理や業務の効率性の観点から是正が必要であること、また、超過勤務は本来、事前に管理者の命令を受けて行うものであり、事後承認による対応は適切ではない旨を指摘しました。令和6年度においては、超過勤務時間の縮減に関して一定の改善が見られたものの、手続の面においては、依然として事前承認の徹底が不十分な状況にあります。特に、超過勤務に関する内部規定の遵守が徹底されていない点が懸念されます。今後は、業務の平準化と負担の分散を進めるとともに、超過勤務に関する手続の運用、改善を図り、職員の健康保持及び組織全体の規律維持に努めることが重要であります。

あわせて、勤務状況の記録と点検を継続的に行い、働き方改革の推進につながる実効性ある取組が図られるよう期待します。

最後に、本年度の決算及び業務執行については、おおむね適正に行われていると認められますが、今後も引き続き健全な財政運営と適正な事務執行に努められるよう切望し、財政状況が厳しさを増す中、限られた資源を有効に活用し、住民福祉の向上と維持、持続可能な行政運営の両立を図られますよう期待いたしまして、決算審査の意見といたします。

令和7年8月12日。

三島町代表監査委員、菅家壽一。

三島町監査委員、菅家三吉。

あと、以下は削除させてもらった部分もございまして、大変失礼いたしました。説明は省略させていただきます。

以上でございます。

◎議案第40号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第1、議案第40号、令和6年度三島町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

お諮りいたします。

説明は終わっております。審議の方法といたしまして、歳入と歳出に分けて質疑をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長　　ご異議なしと認めます。
よって、歳入と歳出に分けて質疑することに決しました。
まず、決算書事項別明細書の19ページまでを質疑の対象といたします。
それでは、歳入の質疑に入ります。質疑ありませんか。5番、河越昭利議員。
- 5番　　おはようございます。
去年の6月に初めて当選させていただきまして、今回で2度目の決算審査となります。
1年目は何も分からず審査したというのが現状であります。今年もしっかり勉強してまいりました。
そこで、町長に確認させていただきたいことがあります。
まずこの決算審査の意義、これについてまずお聞きしたいと思います。
当選したときに頂きました議員必携、こちらで勉強しましたところ……、
- 議長　　河越議員、今、事項別明細の審議に入っておりますが……、
- 5番　　その前に決算についてお聞きしたいです。
- 議長　　町長の決算についての考えだとか思いだとかということじゃなくて、審査に対しての中の数字的なもの、それに対しての審議に入っているわけでございますので、その辺を考慮して質問してください。
- 5番　　分かりました。
まず歳入ですね。
- 議長　　歳入です。19ページまでです。8番、五十嵐健二議員。
- 8番　　ページ数でいうと9ページ、商工使用費の2番目に多目的活動施設使用料215万9,330円、これ施設使用料となっているんですけども、備考を見ますと入湯料となっているんですね。このところの説明をお願いしたいと思います。
- 議長　　地域政策課長。
- 地域政策課長　　こちらのところでございますが、桐の里倶楽部の施設の利用するときの利用料をこちらの想定の数値で充てているところでございます。
- 議長　　五十嵐健二議員。
- 8番　　それならば施設の使用料という表現はちょっとおかしくないんですか、これは。施設の使用料ではなく入湯料ですね。ですから、この辺のところをちょっと変えてやっていると、施設料というふうに勘違いされても仕方がないのかなと思うんですけども、実際、施設料ではなくて入湯料なんですね。
- 議長　　地域政策課長。
- 地域政策課長　　今、議員おっしゃるとおりでございます。
- 議長　　五十嵐健二議員。
- 8番　　では、この施設の使用料という表現を、今後入湯料だとかそういったような表現に変えていくような形というふうにこちらは考えてよろしいですか。
- 議長　　地域政策課長。
- 地域政策課長　　なお、表記の仕方についてでございますけれども、まず条例等については、入湯料という形での施設使用料という形で上がっておりますので、備考の欄のところがちよっと勘違いしやすいところで記載されているところがございますので、そちらのほ

うを今後訂正させていただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。7番、吉垣絵梨子議員。

○7番　決算書18ページの雑入において、公有物横領窃取に係る損害返金本損害返済金345万369円及び物品未納分相当額の返金133万1,094円が収入として計上されています。この収入は、昨年度の不祥事に係る返金かと思われますが、この事件についての詳細と再発防止も含めて、町民の方はいまだにこのことについて納得していただけないかと思います。この件については、本決算議会においてしか審議することができないため、今回、この歳入で入った金額の根拠の妥当性をお示しいただかないと、決算の認定が難しくなると考え質問します。

今回のこの事件に関しての内部調査がそもそも適切であったのかという点から再度確認させていただきたいと思います。

この点に関しては、町としては詳細については公表できないという説明が繰り返されてきたかと思います。改めて、この歳入金額が妥当なものであるのかということの根拠をお示しいただけますでしょうか。

○議長　今の件ですが、これはあくまでも歳入歳出決算において、前もって事件等の時点で、いろいろな説明を町当局からいただいております。その中で実際に伝票上が三百四十何万で、ほかの会社にだったかな、あるやつが130万ということで、この雑入に上がったということの、なぜ雑入に上がったのかという質問ですか。それともその中身ですか、その事件についての中身の話ですか。中身の話であれば、今会計の場でありますので、それはまた一般質問等の中で審議をさせていただきたいと思いますので、あくまでも決算についての質問をしてください。（「はい」の声あり）吉垣絵梨子議員。

○7番　この決算で、決算の内容を認定するに当たって、この金額が妥当であったかということをお示しいただかないと認定ができないと考え、この質問をしております。

○議長　総務課長、内容を話している旨を説明してください。

○総務課長　こちらに関しては、皆さんのほうにも状況はお話しさせていただきまして、公表もしている内容のみでございますので、妥当というか、こちらは私たちが精査し、出した金額でございますので、妥当であると認識しております。

○議長　吉垣絵梨子議員。

○7番　今我々がというふうに総務課長おっしゃいましたが、あくまでもこの調査というのは自己申告に基づく調査であって、あくまでも内部で調査がされたというふうに報告を受けております。そうすると、その金額が本当に正当な金額だったのかというのが、やはり納得できない部分になってくるんですけども、改めて第三者を入れた調査を行うであるとかそういったお考えはありませんか。

○議長　吉垣議員、それは決算でなくて、事件に対しての中の協議に質問、審議になるものだと判断しますので、この会計の今の決算の場での質疑ではないと判断しますので決算についての質疑をしてください。

○議長　5番、河越昭利議員。

○5番　返済のお金ですけれども、345万369円と133万1,094円、この明細というのは私たちは頂いていませんので、その明細を提示していただきたいです。

- 議長 あれ何ぼ、これ何ぼと副町長話していた。総務課長。
- 総務課長 こちら懲罰とかそういう部分の審議の中でやっているデータでございますので、ちょっと今すぐこれを出せと言われてもちょっと難しいんですが、ただそれをトータル数字ですが、中身に関してちょっとお渡しできるものかどうか私たちもちょっと今判断できないので、ちょっと判断させていただいて、ご回答させていただきます。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 例えばこれ今決算の認定でございますので、今提示していただけないのであれば認定できないということになりますので、そういうことです。
- 議長 どうしますか。休議しますか。
調べますので、暫時休議いたします。(午前10時32分)
- ◇ ◇ ◇
- 議長 再開いたします。(午前10時35分)
総務課長。
- 総務課長 それでは、河越議員の質問ですが、要望でございますが、皆様にもお知らせしているとおり、また町民の皆様にお知らせしている公表内容におきまして、345万1,000円の内訳につきましては、パソコン、プリンター、タブレット、携帯電話、カメラ、ドライヤー、衣類乾燥除湿機、布団圧縮袋、除菌消臭剤等ですということで、こちらのほうは表記しております。また、これの細かい金額に関しましては、大変申し訳ないですが、こちら懲罰委員会と町のほうの資料としての的確に判断したものでございますので、金額の明細に関しては出せない状況でございます。
- もう一つ、未納分の相当額の金額で返金に関しては、こちら指示された会社のほうで精査していただき、私たちもそれも全部確認して出したものでございますので、こちら会社名公表しておりませんので、こちらのほうも提出はできないということでご理解いただきたいと思っております。
- 議長 吉垣絵梨子議員。
- 7番 最後に、公表できるできない内容についての規定というのは、何に基づいて判断されているのでしょうか。適切な判断をするために、私たちもやはり必要な情報を提示していただきたいと思っております。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 基本的に情報公開のあれにはなると思いますが、ただ今回懲罰ということもありまして、不祥事でありますので、まずは不祥事が起きた、懲罰した部分の規則によって免職、停職の場合は、その内容を公表しなきゃいけないということです。本来であればそれだけでもよろしいんでしょうが、中身があまりにもやはり重要物件だったので、他町村の事例にも倣いまして、事案の概要、発生経緯、公有物の内容にして原因と対策ということで発表させていただきましたので、まずは懲罰のほうの公表内容をベースにして、そこから町民の皆さんにお知らせする部分はここまでということで判断させていただきました。
- 議長 ほかにありませんか。2番、青木喜章議員。
- 2番 先ほどの代表監査の方の説明にもありましたが、収入未済の問題です。これは毎

年指摘事項になっています。昨年、一昨年も話に出たかと思いますが、不納欠損処理をすべきじゃないかという話も出ております。これ何年とか、どの程度で判断する計画かお知らせいただきたいと思います。

○議長 町民課長。

○町民課長 ただいまの不納欠損につきましては、今年度、町内でも協議を重ねまして、今、監査委員のほうからもご指摘ありましたとおり、法令に基づいて不納欠損を行っていくということで、税であれば5年、保険料であれば2年という時効期限がございますので、そういったところも踏まえて、今年度しっかり整理しながら、不納欠損処理を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 ほかにありませんか。河越昭利議員。

○5番 それではすみません。経常収支比率、実質経常収支比率についてお伺いしたいと思います。今年度は13.1%で、前年7.4%よりも6%ぐらい上昇しております。その意味してくるところは、計算式から読み解きますと繰越金が多いということになります。その要因として、特別交付金の8,000万など増額があるとの説明は受けておりますが、決算書を見てみると、不用額、あと説明を受ければ請け差が大きかったということも考えます。一つ数字が大きかったので例を挙げますが、ひだまり温泉の温泉熱活用事業、この計画策定事業というものがありません。これ当初予算は1,000万計上してありますが、今回決算では467万……、

○議長 今収入です。

○5番 経常収支のこと。

○議長 はい。

○5番 経常収支の中の例です、これ。経常収支はいつ聞いたらいいですか。

○議長 いいです。

○5番 決算では465万で、実際に使ったものでなくて、請け差が600万あります。この受け差のこのお金があれば、町民が必要とするいろんな事業が様々できたかと思えます。こういった見積りの甘さからくる請け差というのは、来年度以降改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。他者2者、3者からの見積りを取るとかそういう対策の改善ができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 川越議員おっしゃるように見積りですね。今歳入の見積りとなるので歳入、事業もそうですけれども、しっかり見積りは取ってやりたいと思っておりますが、なかなかやはりこういう事業になると、今回は年度に入ってできる場所、業者を設定しながらやっておりますが、計画した時点でなかなか見積りを出してくれないということで、計画をつくったところといろいろ協議しながらやると、この金額だということもありまして、本当に課題でやっているわけではなく、皆さん職員、皆さん必死に何とか抑えようと思っておりますので、本当に過大見積りで予算を多く取ってやろうということではないので、本当にその気持ちは皆さん持ちながらやっていますことを確認させていただいて、本当に次年度も厳しい状況は職員分かっていますので、過大見積りにならないように、精査して実施してまいります。

- 議長　ほかありませんか。よろしいですか。
（質疑なし）
- 議長　それでは、歳入の質疑を終わり、歳出の質疑に入ります。
決算書事項別明細書20ページから最後までを質疑の対象といたします。質疑ありませんか。8番、五十嵐健二議員。
- 8番　40ページの農地費の中で工事請負、これ稲表のため池の堆積土砂等除去、583万ですか、これは稲表のやつだと思えますけれども、これはもう工事は終わっているわけですよ、予算内で。そこで聞きたいんですけれども、58ページの予備費、その中に、西方稲表ため池浚渫工事、77万という金額が入っているんですけれども、これはどういったものなんでしょうか。
- 議長　産業建設課長。
- 産業建設課長　いわゆる予算に対して不足が生じたために、予備費から充用させていただいたという内容でございます。
- 議長　五十嵐健二議員。
- 8番　予算、不足したというのは、いわゆる材料の高騰とか、人件費の高騰とかというような形での不足分というふうに、こちらで受け取ってよろしいんでしょうか。
- 議長　産業建設課長。
- 産業建設課長　お見込みのとおりでございます。
- 議長　7番、吉垣絵梨子議員。
- 7番　62ページに令和6年度末の財政調整基金は4億3,378万7,000円とありますが、9月補正後の残高を教えてください。（「休議をお願いします」の声あり）
- 課長　一度休議をお願いします。ちょっと確認……、大変申し訳ございませんが、9月補正というのは7年度でしょうか、6年度でしょうか。
- 7番　7年度をお願いします。
- 課長　7年度の9月補正。ではちょっと確認します。
- 議長　それ決算に関係ありますか。今の6年度決算に。
- 7番　今の財政状況をきちんと把握したいためにお伺いしました。
- 議長　あくまでもこれ6年度の今やっておりますので……。
- 7番　では結構です。
- 議長　ほかありませんか。吉垣絵梨子議員。
- 7番　それでは、決算書24、25ページあたりにあります、ふるさと運動50周年記念事業について伺わせてください。

この事業は、令和6年度の重点事業に当初予算で500万というふうに記載されていましたが、今年度も引き続き事業を継続しており、町の一大事業の一つであったと私は考えておりましたが、本事業の成果報告が主要施策成果説明書に上がっていないのですが、この事業はそもそも何をしたのか、まずはそこから教えてください。

- 議長　地域政策課長。
- 地域政策課長　まず初めに、今年度、6年度の成果説明書において、ふるさと運動50周年事業が記載漏れていたということにつきましては、監査委員の指摘もありまして、こち

らにつきましては、私たちの失念しておりましたことをおわび申し上げたいと思います。

それでは、ふるさと運動50周年事業につきましては、昨年、大きく3つ行いました。まず初めに、ふるさと運動50周年プロジェクト勉強会というものを行いまして、こちらは役場職員のプロジェクトチームを立ち上げまして、ふるさと運動の始まりから、今現状までの50周年の歩みをもう一度若手職員を中心とした、ふるさと運動というものはどういったものなのかということで、OBの職員であつたりいろいろな関係者の方々を招いて勉強会を行っているものが1つございます。

もう1点は、今年の2月にふるさと運動50周年記念講演ということで、生活工芸運動とまちづくりということで、講演会を開催しまして、基調講演を行っているところでございます。このとき、宮崎 清先生をはじめ、台湾からの黄 世輝先生、または福島大学の岩崎由美子教授など様々な方々をパネリストにお招きしまして、事業を展開しております。

2つ目は、ふるさと運動のデータ化といたしまして、ホームページのふるさと運動50周年記念特設サイトの開設を実施しました。また、フィルム映像のデジタル化及び編集作業を行っているものでございます。大きく、ふるさと運動50周年については、この2つ行っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 この事業に県の補助は入っていますでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 こちらにつきましては、地域創生総合支援事業、サポート事業を使用しております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 25ページにふるさと運動50周年記念業務として、これは委託料で入れたかと思うんですけども、具体的にどのような内容を委託して、どのような成果が上がっているのか教えてください。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 こちらにつきましては、先ほど申し上げました、ふるさと運動50周年のプロジェクトチームを立ち上げた勉強会、また、記念事業をファシリテートしていただくために委託をしているものでございます。これらを通して1年間活動させていただきました委託料を支出しているものでございます。（「効果はどのように考えていますか」の声あり）

効果につきましては、今年度、この事業を行ってきたことによって、まず若手職員がこのふるさと運動50周年をずっと歩み続けてきたということに対する関心、または非常にこの事業について、今後のまちづくりの地域発展のために活動していかなきゃいけないというような認識を受けたとともに、再度もう一度原点に戻るような取組の地域活性化ですとか、そういったことをもう一度見詰め直していこうということでの新たな地域づくりのきっかけづくりになったというのは一番大きいものでございます。

そういった形で、今年度に引き続きましても、そういった取組を少しずつ具体化していきましようということで今年度も継続して行っているものでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そのような事業であったとするならば、やはり私としてはなぜこの成果説明書が上がってこなかったのか、それは私としては職員の皆さんの関心も低く、これ皆さん、課長の皆さんたちも確認されていると思うんですけども、皆さんの関心が低く、また参加されている町民の皆さんというのも限られてきていて、町民の関心というのもすごく薄いように見受けられるんですけども、その点いかがですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 成果説明書には掲載していなかったことについては、本当に吉垣議員おっしゃるとおり、私たちのほうで失念しておりまして、こちら先ほど申し上げたとおり、監査委員におきまして、厳しく指導を受けているところでございます。ただ、このふるさと運動50周年事業に町民の人たちの関心が薄いというのは、私は感じていなくて、今回の2月の講演会につきましては非常に参加された方、三、四十名いましたけれども、非常に感銘を受けたというふうなアンケート結果をいただいておりますので、そういったものを含めて、今後どのようにまちづくりとして展開していくかということが、これが大事なことなのかなというふうに思っておりますので、去年の講演会を基に、今後も地域づくりのほうの発展に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 すみません、この事業の委託先というのはどこだったか最後確認させてください。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 委託先につきましては、まずコーディネートを委託しましたが、株式会社とぶひさんでございます。こちらのほうの大谷啓介さんをお願いしているところであります。

もう1点は、三島町のふるさと運動の特設サイトのホームページ作成につきましては、株式会社インフォメーション・ネットワーク福島さんのほうをお願いしているところでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 ホームページのほうについて再度伺わせてください。こちら150万円の予算でホームページを作成したということですが、そのことを町民の皆さんにお知らせしたりですか、そういったことはされていますでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 ホームページを開設しましたという広報誌等でのお知らせはちょっと私、確認取っておりません。しかしながら、今現在はホームページには特設サイトとして載っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 なかなか私もそれは中身確認しておりますが、なかなか町のホームページに特設サイトがあったところで、そもそも町のホームページにそのサイトにアクセスするということが自体がなかなか人がそこにアクセスするということが限られてくると思います。もしそのホームページも含めてより展開させていくのであれば、ホームページへの閲覧者を増やすであるとか、ホームページを通して今後活動につなげていくというのであれば、ホームページにアクセスしてもらうことの工夫であるとか、運営自体の課題もあるか

と思いますが、その点いかがお考えですか。

○議長 ホームページの在り方等々については、今、予算、決算のあれとはずれているというふうに思いますので、ホームページ等のPRの仕方、または内容等については一般質問等での協議にさせていただきたいと思いますので、今はホームページには、このふるさと運動としては、それだけをお使いになったという点で質問してください。（「はい」の声あり）吉垣絵梨子議員。

○7番 しかし決算という場合は、議会が議決した予算が目的どおり適法適正になされているか、それが今議長がおっしゃったことだと思います。あわせて、その成果が十分達成されたかどうかを審議する場だと私は認識しており、それは私たちに配られている議員必携にも記載されていることです。その視点に立って、このホームページがきちんと運用されているかどうかを確認することは意義のあることだと考え、質問させていただきました。きちんと運用されないであるとか、また、その成果報告もきちんと上げられないというような現実を踏まえると、私は正直成果の見えない予算の支出であるというふうに考えますし、なぜそのような状況になるかと考えれば、やはり職員の皆さんの負担が多くて、事業を深めていく、展開していくことができないからだと考えています。そういったことも踏まえて、来年度の予算計上では、現実を踏まえた予算計上をしてほしいと考え、このような質問をしました。

それでは、ふるさと運動50周年記念に講師としていらっしゃった町の名誉町民である宮崎先生には、決算書の27ページによると、町は生活工芸振興費の委託料、生活工芸指導助言として30万円をお支払いしているようですが、これはどのような委託内容で、昨年度はどのような助言をもらい成果が上がっていますか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 宮崎 清先生に行う生活工芸に関する指導助言につきましては、今ほどご指摘ありました30万円を委託計上しております。その中身につきましては、まず1年間を通しまして、常に宮崎 清先生と生活工芸館のほうでは、メールまたはZoomにおいて打合せを行っているものでございます。その都度、先生との打合せをしながら、こちらからの相談、またはそういった助言指導をしていただいているものでございます。

特に2月から3月にかけては、宮崎先生おいでになっていただきまして、三島町生活工芸品展に関する打合せ、または審査会、また審査委員長を務めていただきまして、そのような形を取っているものと、3月に実際表彰式行われます。そのときにつきましても、先生にお越しいただきまして、講評をしていただいているというものでございます。大きくお越しいただくのはそれですが、昨年につきましては、ふるさと運動50周年の記念講演につきましてもお越しいただきまして、先生にファシリテートしていただいたというところもでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 具体的にZoomでの相談やメールでのやり取りというのは、年何回くらいあるのでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 定例というものはございませんで、随時、適宜問題等が発生した時点で

宮崎先生とやり取りをしているものでございます。（「大体何回くらいですか」の声あり）
大体、ちょっと確認はしていませんけれども、四、五回はやっております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 助言によって、去年度三島町の生活工芸運動に関してはどのような成果がありましたか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 生活工芸運動についてどのような成果があったということは一概に言えませんけれども、我々としては50年近くこの生活工芸運動というのが引き継がれてきていて、いまだにこの事業を継承してきている、それでまたなおかつさらに、今、今後の後世のためにどうやってつなげていくかということについて、結論まではなかなか出ていませんけれども、常にお互いご相談しながら展開をしている。その一環としては生活工芸アカデミー事業ですとか、または今友の会がつくっている編み組細工の助言とかそういったものも非常に入っておりますし、台湾交流事業なんかにつきましても、編み組の面につきましてはお互い国際的な情報交換、そういったことを行っておりますので、そういった意味では成果がいつも上がっているかなというふうに思っておりますし、宮崎 清先生の大切さというか町としては重要視しなきゃいけないというふうに感じております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 宮崎先生が町のそういった生活工芸運動を支えてきてくださった方だというのは十分承知しており、私も講演など聞かせていただいております。その点はもちろん承知しているんですけども、委託料をお支払いするに当たって、具体的な内容であるとか契約手続含めてそういった手続というのは踏まれているのでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 正式な手続を踏まれているので、財務会計から支出されております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしますと、宮崎先生からの成果報告というのも上がっているということでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 もちろん、成果説明上がっております。

○議長 5番、河越昭利議員。

○5番 それでは、決算書の24ページ、企画費の7番報償費、ここにふるさと運動50周年記念講演、5人として26万円、一番真ん中、ふるさと運動50周年記念講演の報償費ですので、講師の先生にお支払いされたのかなと思います、この5名、26万円の5名は誰にお支払いしたのかお聞かせください。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 こちらのほうの報償費でございますけれども、講演会に参加していただきました講師の先生に対する報償費をお支払いしているものでございます。お名前を読み上げるんですか。（「できれば」の声あり）黄 世輝先生、岩崎由美子先生、宮崎 清先生、大谷啓介さんについての報償金を払っております。（「あと1名」の声あり）あとは清水健司さん。

- 議長 河越昭利議員。
- 5番 では先ほどの話ですけれども、事業は違うのかもしれませんが、宮崎先生には委託料ということでさっき30万お支払いしているとありましたが、それとは別に講師代をお支払いしているということによろしいですか。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 議員おっしゃるとおりでございます。（「終わります」の声あり）
- 議長 ほか質疑ありませんか。吉垣絵梨子議員。
- 7番 続きまして25ページ、企画費負担金、日本で最も美しい村連合43万2,000円のことについてお伺いさせてください。
- 昨年度10年目の審査があったと思います。その審査結果を私の記憶が正しければ、議会にも報告されておらず、また広報や町ホームページにも掲載されていないかと思います。まずどのような審査結果だったのか概略を教えてください。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 こちらの美しい村の審査会につきましては10年に1度再審査を行われるもので、昨年10月に行っておるものでございます。
- こちらの主な概略としては、最も美しい村連合加盟にふさわしい状況であるのかということに対しての内容を審査委員3名の方が来ていただきまして、昨年10月12日、13日と2日間にかけて実施しているものでございます。結果につきましては、A、B、C、Dランクの中ではBランクという形になりました。そういった中で大きく4つがありまして、例えばふさわしい景観を持っていることですか、またはそれに伴う文化が存在していること、例えば世襲財産の継承ということを取り組んでいるのかというような、あと行政の規制というようなものに対してのいろんな審査を行いまして、総合的にB判断という形で合格基準をいただいているものでございます。
- 議長 吉垣絵梨子議員。
- 7番 B判断ということですが、それを受けて町としては今後どのように事業を展開していくのか、恐らくそれというのは景観条例等の制定が含まれてくるかと思いますが、そこら辺いかがですか。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 今ほど議員おっしゃるとおり、今回の課題としての点数の中では、確かに町並み景観というようなところの景観条例ですとか、そういったところに対して審査委員から指摘いただいたのは事実でございます。今後その辺につきましては、庁内でもう一度、再度検討するところがあるのかなというふうに思っているところでございます。
- 議長 ほかにありませんか。8番、五十嵐健二議員。
- 8番 48ページの水防費、この水防費の中に防災備蓄品というのがあるわけなんですけれども、多分成果説明の69ページのアルファ米だとかいろんなそういった備蓄品だとは思いますが、今、自然災害が非常に大きい、甚大なものになっているというような状況であって、いつ我が三島町もそういった状況になるか分からないというような状況であります。町のほうに、この備蓄品に関して、前美里かどこかに場所をつくって、まとめておいて必要になったらそこから持ってくるというような話もあったんですけれども、こ

の備蓄品に関してはこれは町に置く備蓄品であるのかどうなのか。その辺のところちょっとお伺いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 議員ご指摘のこの備蓄は、町に置く備蓄品でございますが、議員がおっしゃった美里町は広域で対応する部分でございますが、できるだけ町の負担を少なくするように、町のも少し減らしながらそちらで対応していくと、今後進めてまいります。（「ちょっとよろしいですか」の声あり）

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 備蓄品に関しましては、何年間に回しながらやっていくような形になると思うんですけども、そういったものを、文化祭とかなんかで消防で配ったりなんかはしているんですよね。役場のほうにも置いてありますよね。そういうあれもありますから、備蓄品のほうの管理は、少なくて間に合わないでは困りますので、その辺の管理はしっかりしていただきたいと思っておりますので、予算的には79万ですか。これで今回備蓄する品物としては十分だというふうに町のほうで考えているわけですね。

○議長 総務課長。

○総務課長 これです十分だということではなくて、特にまず宮下地区に町全体の部分、あとはやはりどうしても冬期間になりますと行けなくなる地区もありますので、そちらのほうには防災倉庫を単独で準備して入れておきます。ただそちらがもう賞味期限とかその更新分でございますので、これで十分だということではなくて、そちらなかなか三島町は数は多く備蓄している状況でございますが、住民の方が何かあったときに対応できる部分の乾パンであるとかカレー、水とかを備蓄しているところでございます。

○議長 ほかにありませんか。吉垣絵梨子議員。

○7番 決算書53ページ、社会教育総務費負担金補助金のところの世代間交流事業24万6,000円についてお伺いします。本年度、町が結婚支援を目的に実施してきた事業の実績をお知らせください。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今年度は町が結婚支援を目的に実施してきた事業ということですが、まず結婚を目的にした事業といたしましては、福島県が実施するマッチングアプリへの登録料、こちらに対する補助があります。ただこちらについては、実績等はございません。もう一つは、世代間交流を目的とした農業を通じた交流と、あとそのほか交流会ということで実施をしております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 農業を通じた交流や交流会についての実績を教えてください。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 交流会等につきましては、支出については12万9,000円ほどの金額となっております。農業全体です。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 すみません、もう少し詳しく、では中身のほうを教えてください。どのような事業をしているかという点でお願いいたします。

- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 まず遊休農地の抑制という事業でございますので、宮下町内の畑を借りまして、そこで昨年度につきましては落花生を中心に栽培をしていたところでございます。そのほかにネギとかタマネギ、あとジャガイモ、ニンニクと日持ちするものを植えたところでございます。
- 議長 吉垣絵梨子議員。
- 7番 その事業には何名ほどの方が参加していらっしゃるのですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 昨年度は9名の方が参加されております。
- 議長 吉垣絵梨子議員。
- 7番 過去10年、町が結婚支援を目的にした事業も昨年度の事業においても、目に見える成果というのが上がっているようには思えません。そもそも単身者の方というのは町に結婚支援をしてほしいという要望が上がっているのでしょうか。
- 議長 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 単身の方から直接町への結婚への要望というのは上がってきてはいません。
- 議長 吉垣絵梨子議員。
- 7番 そうしますと、結婚する、しない、子供を産む、産まないというのは個人の思想や選択に関することであり、今は多様性を尊重すべき時代であると思います。そのような中で、この結婚支援を望むかどうかというニーズ調査すらできない内容かと思えます。農業の事業に参加している方も独身の方というのは少ないかと思うんですけども、私が接する中で様々な方にご意見を聞いたところ、やはりそもそも町への結婚対策、結婚支援というのを望んでいる方は誰1人いません。本当に公金を使うのであれば、むしろもっと効果のある事業に使ってほしいというふうに多くの方が考えていらっしゃいます。
- また、中には、町民の方からのお見合いの話であるとか、町からのそういったイベントなり事業への声かけに、やはり若干の不快感、不愉快な気持ちをされる方もいらっしゃり、ここで、小さな町ですから独身で暮らしていることに肩身の狭さや暮らしにくさを感じる方がいるという現実もあります。
- 今は時代が令和であり、かつては昭和の時代にはそういったことも意義があったかと思いますが、今は本当に時代が変わり、結婚したい人は自分でマッチングアプリを使うなり友人、知人に頼むなりご自身で動かれると思います。そういった中で、町が結婚支援対策に入るべきではないのではないかと私は考えています。町民の方が個人の自由の意思の下に、要するにおせっかいというか……、
- 議長 吉垣議員、個人の結婚、またはそういうものに対する意見は、この場では外れているというふうに判断しますが、「今後の事業に対して」の声あり)今の予算に上がっているものに対して、実績だったら分かりますけれども、それらについては予算もありますし、また一般質問等もございますので、その中身といたしますか、そういうものについては、この決算の審議の中ではずれていると思いますので、決算について質問してください。
- 7番 決算について質問をしております。

- 議長 決算について質問してください。
- 7番 決算は行政効果も判断することが大切です。現実を踏まえた判断を今後の事業運営のためにしていただきたいと思って私はお話ししております。そのことをご理解いただけますでしょうか。
- 議長 それはこの予算もありますので、今は6年度の決算についてやっておりますので、決算の中でありましたら受けまされども。
- 7番 予算のときには既に編成されていて、その編成する前に私はこのことを……、
- 議長 今は6年度は終わっているんです。
- 7番 終わっていますけれども……、
- 議長 それに対しての決算が正しいかどうかの今は認定を求める、議会を開いておりますので、自分の意見等がありましたら、決算の後の一般質問でも結構ですし、予算等のときにまた計上されていればそのときの質疑として受けたいと思いますので、今は決算に対しての質問をしてください。
- 7番 決算に対しての質問をしております。
ただこのような現状がある中で、町が結婚支援に取り組むことに対して果たして意義があるのか、予算支出する効果があるのかその点いかがお考えか教えてください。
- 議長 それはありますか。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 結婚についてのご質問ということですので、そちらについてお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、結婚については基本的には個人の選択によるものというふうに考えており、決して強制されるものではないというふうに私も考えております。
町の事業としては、結婚の希望をかなえられるような支援です。強制ではありません、支援です。やはり個人の方への介入というふうには私は感じておりません。しかし、こういった結婚支援について、一定程度の方が不快に感じるということであれば、そちらのほうの事業の見直し等については、今後考えていきたいというふうに考えております。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 ではすみません、こちらは決算書の44ページです。台湾交流推進事業、こちらについてお伺いします。これはテレサ・テンの歌碑建立や除幕式のイベントにかかる費用だと3つぐらいあるのかなと思いますが、除幕式行われました。私も参加しましたが、除幕式に参加された関係者以外の一般の町民の方の人数、これは把握しておられますか。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 こちらのほうにつきましては、除幕式についての人数の把握というのは正式には確認はされておられませんけれども、約30名ぐらいは参加しているというような形の実績報告が上がっておりますので、そのぐらいの人数かなというふうに思っております。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 それではその下、使用料及び賃借料の一番下ですね。テレサ・テン歌碑著作権使用料5万7,420円と掲載されておりますが、これは歌碑の歌が流れる分の使用料かと思いますが、これは毎年これから計上されていくもののでしょうか。
- 議長 地域政策課長。

○地域政策課長 毎年計上するものでございます。

○議長 河越昭利議員。

○5番 それでは今度同じ台湾交流事業ですが、別なほう、決算書ですと27ページの、こちらは台湾交流事業、あと成果説明であれば56ページになっておりましたが、こちらは委託先とぶひ、金額のちょっと訂正はありましたけれども、385万ということで説明を受けております。この委託内容について、この成果説明のほうにも何もありませんので、説明をお願いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 少々お待ちください。

お待たせしました。台湾交流事業についてでございます。まず、こちらのほうにつきまして、どういう内容をやったかといいますと、まず、この生活工芸における台湾交流推進事業におけるオンライン交流会というものを実施しました。約80名ぐらいのオンラインという形での参加という形で実施しているものがございます。

もう一つは、国立工芸発展研究センターに我々のほうから訪問する際のコーディネート、A I 実施、また6月8日から9日、ふるさと会津工人まつりにおきまして、台湾からの発展センターの方々、約20名ぐらいですけれども、こちらにお越しになったときのコーディネート及び行っているもの。

もう一つ、9月の1日に、今度は雲林科技大学との連携ということでの台湾の訪問調査についてのコーディネートをお願いしているもの。

もう一つは11月に、台湾のほうでクラフト展のご招待を受けましたので、そちらのほうのコーディネート、こちらのほうからも編み組細工の指導に何人か行っていますので、こちらのほうに行った事業を行っているものの経費が計上しているものでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。吉垣絵梨子議員。

○7番 私はこの決算について、不認定の討論をいたします。

最初に質問しましたように、今回歳入に入っている雑入、公有物横領窃取に係る損害返済金、345万369円及び物品未納分相当額の返金、133万1,094円の歳入について、町からの内部調査は適切であったと説明されていましたが、私はこの歳入金額が本当に妥当か確認するすべがなく、信じることができません。そもそも今回のこの不祥事を通して、町が公表した再発防止策というのは、財務規則にあった内容であり、その財務規則が守れなかった町の内部調査を本当に信用することができるのか、私は疑問です。

この財務規則については、例規集にも載っておらず、なおかつ議員には手渡してもらうことができず、中身をしっかり確認することができない状況にあります。しっかりと確認はできていませんが、この財務規則を基に監査委員が監査をされているのか。また、職員は職員研修等で、中身の説明を受けているのか。町の財政がきちんと財務規則にのっとり行われているのか、私は正直1年間の活動を通して疑問を感じているところでもあります。今回、この歳入の数字の根拠がきちんと示されていないため、不認定とするしかない

と考えております。

ハインリッヒの法則で言われるように、1件の重大な事故の背景には、29件の軽微な事故と300件のヒヤリ・ハットが隠れているとするならば、今回の横領事件は1件の重大な事故であり、その裏には私たちも気づかない様々な不手際等があるのだと推察されます。法令遵守が基本と、8日の補正予算審議でも町長はおっしゃいました。このようなことが二度と起こらないよう、いま一度再発防止対策についても見直し、対策していただきたいと思っております。

以上です。

○議長 ほかに討論はありませんか。河越昭利議員。

○5番 5番、河越です。私もこの決算認定について反対の立場で討論いたします。

冒頭議長に止められましたが、決算の認定、この意義、考え方について勉強してきました。決算審議は、ややもすれば執行済みのものとしては軽んじられる傾向にあるが、議会が提出した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意義があることを再認識すべきである。

また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるように努力すべきである。これは最初に、議員になったときに最初に頂いた議員必携に書いてあります。今回のこの決算審査は、これに基づいた審査が行われていないと私は感じますので、今回の認定に対して反対いたします。

○議長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第40号、令和6年度三島町一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立5名、よって多数であります。

よって、議案第40号は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

休憩を取りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 では、11時25分まで休憩といたします。(午前11時13分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午前11時25分)

◎議案第41号の審議(質疑・討論・採決)

○議長 日程第3、議案第41号、令和6年度三島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

- 議長 質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第41号、令和6年度三島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。
本案を認定することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第41号は認定することに決定いたしました。
◎議案第42号の審議(質疑・討論・採決)
- 議長 日程第4、議案第42号、令和6年度三島町路線バス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。
説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第42号、令和6年度三島町路線バス事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。
本案を認定することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます
よって、議案第42号は認定することに決定しました。
◎議案第43号の審議(質疑・討論・採決)
- 議長 日程第5、議案第43号、令和6年度三島町介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。
説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより議案第43号、令和6年度三島町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。
本案を認定することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は認定することに決定いたしました。

◎議案第44号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第6、議案第44号、令和6年度三島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長 討論を終わります。

これより議案第44号、令和6年度三島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は認定することに決定いたしました。

◎議案第45号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第7、議案第45号、令和6年度三島町簡易水道事業会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なし）

○議長 討論を終わります。

これより議案第45号、令和6年度三島町簡易水道事業会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は認定することに決定しました。

◎議案第46号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第8、議案第46号、令和6年度三島町下水道事業会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番 出資金のことでちょっとお伺いします。簡易水道のほうでは出資金が2,377万5,000円というふうに、決算書のほうに上がっているんですけども、下水のほうでは出資金が上がっていませんよね。この理由をちょっとお聞かせください。

- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 簡易水道事業につきましては、出資金というのは町からのいわゆる補助金を超えたものを出資金という扱いで受けるようになっていています。これは公営企業の会計法上、そのようにしなければならないという定めがあります。いわゆる補助金で、公営企業会計の基準内で受け入れる分を超えた分を出資金という扱いで、簡易水道事業では受けているため、そのような形で処理しています。下水道事業につきましては、いわゆるその基準内の補助金を超える補助金がなかったものですから、出資金という扱いがないということでの決算になってございます。
- 議長 五十嵐健二議員。
- 8番 そうするとそれを超えた場合には、下水道にもその出資金という形で出てくるわけですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 基本的には、恐らく初年度、簡易水道事業は初年度のため、そういった特別会計からいわゆる公営企業会計に移る際、移行した際にそのような扱いになると、なぜかという、いわゆる赤字のまま移行するのは基本的にうまくないので、ある程度お金を最初に多めに入れておく、いわゆる赤字にしないための措置というのも含まれておりますので、いわゆる必要でなければ入れないので、いわゆる今後出てくるかどうかというのはまだ不明なんですけれども、基本的にはあまりないのかなという認識で、今の時点ではつきりは言えませんが、令和6年度の決算については、いわゆる令和5年度からの特別会計からの移行の際に、そのような措置があったので出資金という形になったということです。
- 議長 五十嵐健二議員。
- 8番 ちょっとよく分からないんですけれども、大体出資金というと、会社経営では出てきますよね。そうすると、ここの歳出のほうでは、出資金が簡易水道、下水道というふうに出ているわけなんですけれども、初めから出資金を出さないというのは、先ほど言ったように、マイナスにならない。それで出資金は必要ない、上げてはいないんだという話なんですけれども、公営企業になった時点で、ある程度町から離れるわけですから、出資金というのは必要ではないのかなというふうに考えるわけなんですけれども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 民間であれば、いわゆる出資金、それが今度資本金とかそういったものになります。そして資本剰余金とかという仕分の仕方があるんですね。今ちょっと私も会計そんなに詳しくはやっていませんが、いわゆる必要がないので入れないということです。持っているお金で賄えるから入れなかった、そういう取扱いしなかったということなんです。要は不必要なお金を別にそんなにじゃぶじゃぶ入れる必要はない。そういうご理解をいただければと思います。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第46号、令和6年度三島町下水道事業会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は認定することに決定いたしました。

以上で、令和6年度三島町一般会計及び特別会計の決算に関する議題が終了いたしました。

ここで菅家壽一代表監査委員に退席をしていただきます。お疲れさまでした。

議事を進めます。

◎議案第47号の審議(説明・質疑・討論・採決)

日程第9、議案第47号、三島町教育委員会委員の任命同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由並びに説明を求めます。町長。

(町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第47号、三島町教育委員会委員の任命同意を求めるについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり同意されました。

ここで、追加議案の提出があります。

◎議案第48号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第10、議案第48号、三島町副町長等選任同意を求めるについてを議題といたします。

説明を求めます。町長。

(町長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第48号、三島町副町長の選任同意を求めるについてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(賛成者起立)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり同意されました。

◎継続審査の申し出について

○議長 日程第11、継続審査の申し出についてを議題といたします。

事務局長、朗読。

(事務局長朗読)

○議長 お諮りいたします。

ただいま継続審査の申出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会

○議長 よって、令和7年第3回三島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時44分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長

三島町議会署名議員

三島町議会署名議員